

学校において、児童生徒または教職員に  
感染者が確認された場合の学級閉鎖等の基準について

児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、保健所等関係機関と相談の上、以下のとおりの対応とします。

(1) 感染拡大の懸念がない場合、臨時休業等は実施しない。

(2) 学級閉鎖

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ・同一クラスで複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ・1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ・感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

(3) 学年閉鎖

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

(4) 学校全体の臨時休業

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

※学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業とする期間は、保健所等関係機関の助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間とします。(5日間程度)

※児童生徒が登校している間に、陽性者が確認された場合、保健所等関係機関の助言を踏まえ、感染拡大防止に配慮し、速やかに下校させることがあります。

※学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業等の対応を実施する場合は、学校より、当該保護者へのメール配信や各校のホームページ等により周知します。

※町立幼稚園及び保育所については、保健所等関係機関と相談した上で個別に対応します。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しております。必要に応じ、上記内容の変更や新たな追加の場合もあります。あらかじめ、ご承知おき願います。

令和3年9月10日